

横浜市行政不服審査会答申  
(第153号)

令和7年3月11日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「利用料変更処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事業の概要

本件は、令和6年3月、神奈川区こども家庭支援課が、保育料の年度更新のための確認作業で審査請求人の世帯に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいることを把握したため、同月26日及び27日に審査請求人に対して教育・保育給付認定の変更申請に関する案内をしたところ、同月27日、審査請求人から横浜市神奈川区長（以下「処分庁」という。）に対して子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第23条第1項及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第11条に基づく教育・保育給付認定の変更申請（以下「本件申請」という。）があったことから、処分庁が、同年4月22日、法第23条及び施行規則第7条に基づき、変更適用日を「令和6年4月1日」とする利用料変更処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分の変更適用日を令和5年9月1日に変更することを求めて審査請求を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人の世帯の者は、神奈川区役所で精神障害者保健福祉手帳の交付の申請をしたものであるから、同手帳が審査請求人の世帯の者に交付された時点でこども家庭支援課に情報を連携させるべきであった。現に、神奈川区こども家庭支援課が、令和6年3月に確認作業を実施して審査請求人の世帯に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいることを把握している以上、個人情報保護を理由に連携義務がないということはできない。
- (2) 処分庁は、審査請求人の世帯の者が精神障害者保健福祉手帳の交付の申請をした時点及び審査請求人の世帯の者に精神障害者保健福祉手帳が交付された時点で、同手帳の交付によりひとり親世帯等に該当し負担区分が変更になり得ること及び負担区分変更のためには変更申請が必要となることを案内すべきであった。
- (3) 「子ども・子育て支援法自治体向けFAQ（よくある質問）（第19.1版）」

136 の記載から、利用者負担額の遡及適用は可能であるところ、審査請求人が本件申請をするのが遅れた理由は、上記(1)及び(2)に記載したとおり、処分庁側の事務の不備によるものが一因であるから、本件処分においては令和5年9月1日に遡及して適用すべきである。

#### 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件処分は申請に基づき申請翌月を適用日として適切になされていることから、本件処分を変更する理由はない。
- (2) 処分庁において、障害者手帳等の取得を職権で調べて利用料を変更しなければならない義務も、審査請求人が主張するような情報連携を行う義務もない。また、横浜市の保育所等利用案内やホームページにおいて世帯の状況に変更があった場合には申請が必要であることや利用料は申請した翌月1日以降の適用となることを案内していること、現況確認後の利用料変更決定通知送付時にも同内容を記載した書類を同封し案内していること、現況届出書にも障害者手帳の有無の記載欄が設けられていて給付認定保護者の該当の有無を確認していること等によって、本人の事情に合った適正な利用料となるよう努めている。
- (3) 審査請求人は、審査請求人の世帯の者に精神障害者保健福祉手帳が交付された令和4年8月以降、処分庁からの案内を受けて教育・保育給付認定の変更申請を行った令和6年3月までの間、処分庁への申請を行わず、また、令和5年5月に提出された2023年度現況届出書にも保護者の障害者手帳等の所持について記入はなく、処分庁の手続の不備はないから、遡及適用する理由はない。

#### 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

#### 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

- (1) 法令等の規定

ア 法第 19 条柱書は、「子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の利用について行う。」と規定し、同条第 3 号は「満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」と規定する。

イ 法第 20 条第 1 項は、「前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。」と規定し、同条第 3 項は、「市町村は、第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。」と規定する。また、同条第 4 項は、「市町村は、第 1 項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。」と規定する。

ウ 法第 23 条第 1 項は、「教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府

令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。」と規定し、同条第2項は「市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。(後略)」と規定する。

エ 法第29条第1項は、「市町村は、満3歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。」と規定する。

オ 法第29条第3項柱書は、「地域型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。」と規定し、同項第1号は「地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)」と規定し、同項第2号は「政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と規定する。

カ 施行規則第7条第1項第1号は、「利用者負担額(満3歳未満保育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号若しくは第29条第3項第2号に掲げる額又は法第30条第2項第3

- 号若しくは第4号の市町村が定める額に限る。)」と規定する。
- キ 施行規則第10条柱書は、「法第23条第1項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。」と規定し、同条第4号は「利用者負担額に関する事項」と規定する。
- ク 施行規則第11条第1項柱書は、「法第23条第1項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を申請しようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。」と規定し、同条第2項柱書は「前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。」と規定し、同項第1号は「利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類（前条第4号に掲げる事項に係る変更の認定の申請を行う場合に限る。）」と規定する。
- ケ 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成27年3月横浜市規則第58号。以下「横浜市規則」という。）第1条は、「（前略）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第29条第3項第2号（中略）の規定に基づき当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定に基づき特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額（以下これらを「教育・保育費」という。）（中略）等については、この規則の定めるところによる。」と規定する。
- コ 横浜市規則第4条第1項は、「教育・保育費及び措置費は、別表第2のとおりとする。」と規定し、横浜市規則別表第2備考8は、「この表において「ひとり親世帯等」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯その他市長が定める世帯をいう。」と規定する。
- サ 横浜市保育所等利用料算定及び副食費免除の対象決定事務取扱要領（平成27年4月1日制定こ保第3996号）第5条柱書は、「ひとり親世帯等とは次のいずれかに該当する世帯をいう。」と規定し、同条第4号は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児・者に限る。)を有する世帯」と規定する。

(2) 認められる事実

ア 審査請求人は、審査請求人の長男について、令和3年11月1日以降、法第29条第1項に定める地域型保育給付費の給付を受けてきた者である。

イ 処分庁が利用料変更通知書送付時に同封している「横浜市保育所等利用料のご案内」(令和4年4月版)では、「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯(中略)、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯(後略)と記載し、ひとり親世帯等に該当する場合の利用料軽減について説明をした上で、認定状況に変更があった場合には必ず区役所に届け出るようにとの案内がなされていた。

ウ 令和4年8月1日、審査請求人の妻は、横浜市長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた。しかし、審査請求人は法第23条第1項に基づく教育・保育給付認定の変更申請を行わなかった。

エ 審査請求人は、処分庁に対し令和5年5月10日付け「2023年度 現況届出書」を提出した。しかし、同届出書の「障害者手帳等の有無」の欄は空欄であった。

オ 同年8月28日、処分庁は、エの「2023年度 現況届出書」の記載を踏まえて利用料の変更を行い、審査請求人に利用料変更通知書を送付した。

カ 令和6年3月、神奈川区こども家庭支援課が、同年4月の保育料の年度更新のための確認作業を行ったところ、審査請求人の妻が令和4年8月1日に精神保健障害者福祉手帳の交付を受けたことが明らかとなった。そこで、神奈川区こども家庭支援課は、同月26日及び同月27日、審査請求人に対し、教育・保育認定の変更申請を案内した。

キ 令和6年3月27日、審査請求人は、処分庁に対し、法第23条第1項及び施行規則第11条に基づき、本件申請を行った(なお、同日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の長男の進級を理由として、利用料を月額13,100円とする利用料決定処分を行ったが、本件の争点とは直接関係ない。)。

ク 令和6年4月22日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の妻が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、審査請求人の世帯がひと

り親世帯等に該当することを確認した上で、負担区分をE 5階層に変更し、法第29条第3項第2号に定める額を2,800円、変更適用日を令和6年4月1日とする本件処分を行った。

### (3) 判断

ア 法は、法第29条第1項において、特定地域型保育に要した費用について地域型保育給付費を支給する旨を定め、地域型保育給付費の額の定め方は、同条第3項で定めている。ところで、法は、教育・保育給付認定保護者から、法第23条第1項に基づく変更申請がなされ、当該申請に基づき法第29条第3項に定める額を変更する必要がある場合において、その変更適用日をいつとするのかについて、具体的に定めておらず、この点は市町村の裁量に委ねられていると解される。

イ この点、法第29条第3項第2号の「市町村が定める額」を決定するに当たって同号により勘案することとされている「当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情」は、「利用者負担額に関する事項」として法第23条第1項で申請すべき事項として申請主義が採用されており（法第23条第1項、施行規則第10条第4号、施行規則第7条第1項第1号）、当該事項に変更が生じた場合であっても、教育・保育給付認定保護者が速やかに当該申請を行えば変更適用日を遡らずとも教育・保育給付認定保護者に不利益は生じないのであるから、法第23条第1項に基づく申請があった日の翌月1日を変更適用日として運用することについて、不合理とはいえず、裁量権の逸脱濫用はないというべきである。

ウ 審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳の交付申請と、特定地域型保育に要した費用についての手続は同じ神奈川区役所内において行われていて情報を取得することが可能であり、そうすべき義務があったにもかかわらずこれを怠ったことや、審査請求人の妻が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時点で、処分庁は、法第23条第1項に基づく変更申請を行うように審査請求人に案内をする義務があったにもかかわらずこれを怠ったことを理由として、本件に関しては本件処分の変更適用日を令和5年9月1日とすべき旨主張する。

エ しかし、上記のとおり、「利用者負担額に関する事項」は、当該教育・保育給付認定保護者が変更申請すべきものとされていて、市町村が職権

で調査すべき旨の定めはないから、市長村に調査義務があるとは認められない。また、審査請求人の妻が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時点で、処分庁が、審査請求人に法第23条第1項に基づく変更申請を案内する義務も認められない。

オ なお、①処分庁が利用料変更通知書送付時に同封している「横浜市保育所等利用料のご案内」（令和4年4月版）において、「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（中略）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯（後略）との記載があり、ひとり親世帯等に該当する場合の利用料軽減について説明をした上で、認定状況に変更があった場合には必ず区役所に届け出るよう案内がされているなど、少なくとも審査請求人の妻が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時点で、審査請求人においてひとり親世帯等に係る利用料軽減の対象となる可能性があり、そのためには区役所へ届け出る必要があると認識し得る案内がなされていた事情が伺えることや、②横浜市においては、毎年現況届を提出させる運用をしており、当該現況届に障害者手帳等の有無を記載する欄が設けられているにもかかわらず、審査請求人は2023年度の現況届の当該欄を空欄のまま提出したこと等の本件の具体的な事実関係に鑑みても、やはり本件において裁量権の逸脱濫用はないというべきである。

カ したがって、本件処分の変更適用日を令和5年9月1日に遡らせるべきとの審査請求人の主張に理由はないというべきである。

#### （4）結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却するべきである。

#### （5）審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### （6）結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年6月20日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年7月11日	・弁明書等の受理
令和6年7月17日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年8月30日	・反論書の受理
令和6年9月5日	・反論書（副本）の送付及び物権の提出依頼
令和6年9月9日	・物件の受理
令和6年9月12日	・物件の提出通知
令和7年1月17日	・審理手続の終結
令和7年1月23日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年2月5日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年3月11日	・調査審議